

大口定期貯金＜単利型＞

(平成19年11月20日現在適用中)

1. 商品名	・ 自由金利型定期貯金＜単利型＞ (愛称：大口定期貯金)
2. 販売対象	・ 個人および法人
3. 期間	・ 定型方式 1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年 ・ 期日指定方式 1か月超5年未満 ・ 定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利金継続)の取り扱いができます。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 一括預入 ・ 1,000万円以上 ・ 1円単位
5. 払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の 入手方法	・ 預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 ・ 預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 ・ 預入期間2年以上のものは、中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日)以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%。小数点第4位以下切捨て)により計算します。 ・ 付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算。 ・ 個人の場合は20%(国税15%、地方税5%)の分離課税、法人の場合は総合課税となります。 ・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
7. 手数料	—
8. 付加できる特 約事項	・ 個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.50%を上乗せした利率) ・ マル優の取り扱いはできません。
9. 中途解約時の 取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、以下の(1)、(2)いずれか低い利率の中途解約利率により計算した利息とともに払い戻します。ただし、計算した利率が0%を下回る場合は、0%を下限とします。 (1) 次の預入れ期間に応じた利率 ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の場合 A：6か月未満 解約日における普通貯金の利率 B：6か月以上1年未満 約定利率×30% C：1年以上1年6か月未満 約定利率×50%

	<p>D : 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%</p> <p>E : 2年以上3年未満 約定利率×70%</p> <p>② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の場合</p> <p>A : 6か月未満 解約日における普通貯金の利率</p> <p>B : 6か月以上1年未満 約定利率×20%</p> <p>C : 1年以上2年未満 約定利率×30%</p> <p>D : 2年以上2年6か月未満 約定利率×50%</p> <p>E : 2年6か月以上3年未満 約定利率×60%</p> <p>F : 3年以上4年未満 約定利率×80%</p> <p>③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の場合</p> <p>A : 6か月未満 解約日における普通貯金の利率</p> <p>B : 6か月以上1年未満 約定利率×10%</p> <p>C : 1年以上2年未満 約定利率×20%</p> <p>D : 2年以上3年未満 約定利率×40%</p> <p>E : 3年以上4年未満 約定利率×60%</p> <p>F : 4年以上5年未満 約定利率×80%</p> <p>④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの貯金の場合</p> <p>A : 6か月未満 解約日における普通貯金の利率</p> <p>B : 6か月以上1年6か月未満 約定利率×10%</p> <p>C : 1年6か月以上2年6か月未満 約定利率×20%</p> <p>D : 2年6か月以上3年未満 約定利率×30%</p> <p>E : 3年以上4年未満 約定利率×40%</p> <p>F : 4年以上5年未満 約定利率×80%</p> <p>(2) 次の算式により計算した利率</p> $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{約定利率} - \text{預入日数}}$ <p>(注) 基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当組合所定の利率とします。詳しくは、窓口におたずねください。</p> <p>・ 中間払利息が支払われている場合には、その利息額（支払済の利息合計額）と中途解約利率によって計算した利息額との差額を清算します。</p>
<p>10. 貯金（預金） 保険制度 （公的制度）</p>	<p>・ 保護対象</p> <p>当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
<p>11. その他参考 となる事項</p>	<p>・ 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</p>